

江東区公共建築物等における木材利用推進方針

平成26年3月

江東区

はじめに

世界的な異常気象が続発する中、その主要因の一つに地球温暖化の深刻化が指摘されている。このため、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの削減が急務であり、国を挙げての様々な対策が求められている。

森林は、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養等、多面的機能を発揮するだけでなく、地球温暖化防止対策を展開する上で、二酸化炭素の重要な吸収源となっている。健全な森林を育成するには、木材の適切な供給及び利用の確保を図り、森林を適切に整備・保全することが必要不可欠であり、積極的な木材利用の促進が必要とされている。

このため国は、木材利用を通じて林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上等に寄与することを目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を平成 22 年度に施行した。本法は、国が公共建築物における木材の利用の促進の基本方針を策定し、「可能な限り、木造化、木質化」を明確に示し国が率先して木造化、木質化に努め、必要な施策を総合的に展開すること等により、公共建築物に限らない広範な木材利用の拡大を目指すものである。また、地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定の上、公共建築物における木材の利用に努めるものとしている。

東京都は、多摩地域に森林を有することから多摩地域の木材を有効活用するため、平成 18 年度「多摩産材利用推進方針」及び「多摩産材利用推進方針の運用」を策定した。これにより、公共施設における多摩産材の利用促進を図ってきたが、法施行を受け平成 23 年度「東京都公共建築物等における多摩産材利用推進方針」へ改正し、一層の取組みを推進している。

本区は、基本構想に「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を掲げ、長期計画において「緑化・温暖化対策の推進」を重点プロジェクトの一つとして位置付け、「CITY IN THE GREEN」の実現と地球温暖化防止に取り組んでいる。また、歴史的に木材と関係が深く、地場産業として木材加工、流通の拠点である「新木場」を有し、これまでも学校等の公共建築物等への木材利用に積極的に取り組んできている。

今般、本区において法律の趣旨に基づき「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定することは、国及び東京都等と密接な連携を図り、木材の利用の一層の推進により、森林の適切な整備・保全及び健全な育成を図るとともに、本区における温暖化対策の一層の推進を展開するものである。

目次

第1	目的.....	3
第2	公共建築物等における木材利用の意義と効果.....	3
1	木材利用の意義.....	3
2	木材利用の効果.....	3
第3	用語.....	4
第4	公共建築物等における木材利用推進の基本的な事項.....	4
1	公共建築物.....	4
2	公共工作物.....	4
3	備品及び消耗品等.....	5
4	カートカンの積極的利用.....	5
第5	公共建築物等における木材利用の目標.....	5
第6	公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項.....	5
第7	木材利用のPR及び普及の推進.....	5

第1 目的

この方針は、江東区内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を推進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下、「法」という。）に基づき、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省・国土交通省告示第3号）」に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公共建築物等における木材利用の意義と効果

1 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源のかん養などの機能を発揮していくためには、木材を有効に活用していくなど、木の循環利用のための取り組みが必要である。

江東区（以下「区」という。）は、木材を利用することが、森林の適切な手入れだけでなく、木材産業の振興につながり、健康や環境の面からも有効であることを区民に広範にPRするとともに、公共建築物等において木材を率先して利用することにより、民間利用の促進を図るなど、木材の利用を推進する。

- (1) 木材の利用を推進することにより、木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進に寄与する。
- (2) 持続可能な森林から産出された木材を原材料として使用する環境物品等の調達を推進することにより、木材産業の活性化を促進する。
- (3) 調湿効果や吸音効果、また、人の心を和ませる効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出する。
- (4) 木材は、炭素を長期間にわたって貯蔵する炭素固定機能を有し、加工等に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止などの環境負荷の軽減に寄与する。

2 木材利用の効果

- (1) 公共建築物等は、広く区民の利用に供されるものであることから、当該建築物等を利用する多くの区民に対し、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することで、木材の特性やその利用の促進の意義について区民の理解の醸成を効果的に図ることができ

る。

- (2) 公共建築物等の木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物等以外の建築物、工作物の資材、各種製品の原材料等における木材の利用の拡大といった波及効果が期待できる。

第3 用語

この方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- 1 木材 国内で生産された木材その他木材をいう。
- 2 公共建築物 区が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む）をいう。
- 3 建築 新築、増築、改築又は改修をいう。
- 4 木造化 建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- 5 木質化 建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- 6 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

第4 公共建築物等における木材利用推進の基本的な事項

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用する方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。

1 公共建築物

公共建築物の建築に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木造化、木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の他、関連法令及び施設設置基準等により適当でないと認められる場合
- (2) 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- (3) その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

2 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材および木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の

- 他、関連法令及び施設設置基準等により適当でないと認められる場合
- (2) 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
 - (3) その他、木製品の使用が困難と認められる場合

3 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に使用する。

4 カートカンの積極的利用

国産材の間伐材を使用した紙製飲料容器「カートカン」を積極的に使用する。

第5 公共建築物等における木材利用の目標

公共建築物の新築又は改築の際の木材の利用については、原則として床面積1㎡当たり0.008㎡以上を満たすよう、木材製品の使用に努めるものとする。

第6 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の建設コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

第7 木材利用のPR及び普及の推進

区は、公共建築物の木造化、木質化等の推進に当たっては、木材の持つ良さや木材利用の意義についてPR及び普及の推進に努める。

また、公共建築物における木材利用の取り組みについて、とりまとめの上公表することとする。

本方針の実施に当たっては、関係各課で協議し積極的な展開を図るものとする。

附則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。